

施設使用許可申請の受付開始日の変更について

令和3年4月1日から、図書館使用許可申請書（様式第4号）の受付開始日が下記のとおり変更になりました。

※対象施設・・・海のホール、講座室1・2・3、和室、創作室、
調理談話室

| 区分 | 受付開始日 | 定義の条件 |
|-------|----------------|-------------------------------------|
| 諫早市内者 | 6か月前 から | ・活動拠点が諫早市内 または ・構成員の半数以上が諫早市民 |
| 諫早市外者 | 3か月前 から | |

（例）11月20日使用の場合

○諫早市内者→5月20日（6か月前）受付開始

○諫早市外者→8月20日（3か月前）受付開始